

「個人情報保護基本法制に関する大綱」と個人情報に関するこれまでの議論との対比

項 目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成 12 年 10 月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 懇談会報告書(平成 10 年 6 月)
1. 目的	高度情報通信社会の進展の下、個人情報(個人に関する情報であって、個人が識別可能なものをいう。)の流通、蓄積及び利用の著しい増大にかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し基本となる事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものとする。		
2. 基本原則	(略)	(自主ルールとの関係について)	(自主規制による対応等)
3. 個人情報取扱事業者(仮称)の義務等	○ 基本法制としての性格上、個人情報取扱事業者の義務は必要最小限度となっており、個人情報取扱事業者やその事業者団体においては、3. の規定が定める以上の充実した保護措置を自主的に講ずるよう努力することが求められる。	○ 個人情報保護の確保には、法制化になじむ領域と自主ルールになじむ領域とが存在することから、自主ルールを拡充して重層的な保護を図るべき。 ○ 行為規制の内容については、基本原則は法定し、細目に及ぶ具体的な内容は自主ルールで補完するような制度とすべき。	自主ルールの対象は各業界が収集・保存・利用する個人情報全般とすることが望ましい。 個人の自己情報コントロール権の保護に資するための措置をさらに詳細に検討することが望ましい(例: 同意文言、説明方法、苦情処理手続の明確化、情報主体の権利や信用情報機関の情報登録・照会システムの分かりやすい説明、無差別のDMの抑止)。 企業ごとに異なる自主規制に法的な意味づけを与え、法的に遵守を担保する手法(enforced self-regulation) < 監督官庁が各企業の自主規制を承認した上で、企業内監査部門の指導が効果を発揮しない場合には行政処分等を発動 > も検討に値する。 消費者に対しては、保護に関する消費者の権利とともに、適正と信を受けるには信用情報の提供が不可欠であることを周知することが重要であり、啓発活動に努めるべき(学校教育の整備が必要)。

項目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成12年10月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成11年7月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 懇談会報告書(平成10年6月)
	<p>○ 本基本法制は、民間事業者のうち、電子計算機等を用いて検索することができるよう体系化された個人情報の集合物(以下「個人情報データベース等」という。)を事業の用に供している一定の事業者(以下「個人情報取扱事業者」(仮称)という。)を特に法制度の整備の緊要度が高い者として位置付け、それらに対する必要な制度を整備するもの。なお、個人情報データベース等には、電子計算機を用いる場合に匹敵する検索等の処理が可能であるマニュアル処理情報を含むものとする。</p> <p>○ 対象を「一定の」事業者とするのは、単にアクセスすることのみが許されており、データの変更、移転等ができない事業者や専ら小規模の個人情報データベース等のみを取り扱う事業者等を除くため。</p> <hr/> <p>(1)利用目的による制限及び適正な取得</p> <p>ア. 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的を明確にするとともに、当該利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報の取得、処理その他の個人情報の取扱いを行わなければならないものとする。</p> <p>イ. 個人情報取扱事業者は、一般的に合理的と考えられる範囲を超えて利用目的を変更してはならないものとする。</p> <p>ウ. 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する場合には、利用目的を本人に通知し又は公表その他本人が容易に知り得る状態にすること(以下「公表等」という)を行わなければならないものとする。このうち、本人との契約の締結に伴い、又は調査等により本人から直接個人情報を取得する場合には、原則として、あらかじめ利用目的を明示しなければならないものとする。ただし、個人情報取扱事業者の正当な利益を害する</p>	<p><参考> (マニュアル情報の扱いについての意見) 以下の通り意見が分かれた。</p> <p>① マニュアル情報を法的保護の対象外とすべき。 →電算情報と同列に扱うことは実務上負担が大き過ぎるので、マニュアル情報は自主ルールで保護すべき。そして、法的な保護・規制の対象は、電算情報あるいはそれが印字された物とすべき。</p> <p>② マニュアル情報も法的保護の対象とすべき。 →消費者のプライバシー保護の観点からは、マニュアル情報も電算情報と同様に法的な保護・規制の対象に含めるべき。</p>	<p>(目的外利用の禁止)</p> <p>○ 信用情報機関や会員与信業者が信用情報機関の保有する情報を利用することについては、与信判断、債権管理に当面は限定することが適当。</p> <p>○ 情報主体の同意や侵害行為に対する対応等の保護を前提に、与信判断以外の目的への利用も肯定される(例:債権管理への利用、同意を前提としたDM送付)</p> <p>(個人情報保護のための措置)</p> <p>○ 同意取得義務 ・個人信用情報の収集に当たっては、原則として情報主体の明示の同意を要する。 ・預金情報収集の際には、与信判断に利用され得ることにつき同意不要だが、利用する場合には改めて同意を得るべ</p>

項 目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成 12 年 10 月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 懇談会報告書(平成 10 年 6 月)
	<p>おそれ又は業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合等は、この限りでないものとする。</p> <p>エ. 以下の場合について、本項ア、イ、ウを適用しないものとする。</p> <p>①あらかじめ本人の同意がある場合</p> <p>②生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合</p> <p>オ. 個人情報取扱事業者は、適法かつ適正な方法によって個人情報を取得しなければならないものとする。</p> <p>(2)適正な管理</p> <p>ア. 個人情報取扱事業者は個人情報データベース等を構成する個人情報(以下「個人データ」という。)について、利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容に保つように努めなければならないものとする。</p> <p>イ. 個人情報取扱事業者は、個人データの保護のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人データの取扱いに従事する者に対して個人データの保護に必要な措置が適切に講ぜられるよう監督しなければならないものとする。</p> <p>ウ. 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、委託先の選</p>		<p>き。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DM発送への利用については、事後の利用停止請求権が確保されれば、事前の同意不要。 ・グループ内非与信業者から与信判断目的で間接的に入手する場合は改めて情報主体の同意をとるべき。 <p>○ 目的明確化義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報主体に対し、事前に利用目的、管理責任者名、情報主体の権利、第三者に提供する場合の提供先、提供目的等を知らせなければならない。 ・与信契約締結及び履行に際し情報収集する場合には、バーゲニングパワー是正のための措置(文書による同意、与信判断や当該契約に関係しない情報の提供は任意である旨の説明義務、必須情報と任意収集情報の明確な区分等収集方法の配慮等)が必要。 <p>(情報の適正管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最新性・正確性の確保義務 ・信用情報機関や与信業者が情報を保有する期間を限定すべき。 ・信用情報機関への登録・照会に当たっては、厳格な本人確認を行うべき。 <p>○ 安全保護措置の実施義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者の設置、社内教育の徹底、就業規則における守秘義務規定、内部監査の実施、技術的保護措置(ID、パスワード等) 外部委託時の監督義務 ・与信業者等一次的情報収集者は委託

項 目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成 12 年 10 月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 懇談会報告書(平成 10 年 6 月)
	<p>定に配慮し、必要な監督等を行わなければならないものとする。</p> <p>○ 個人情報取扱事業者においては、政府や事業者団体のガイドライン等に沿って、適切な安全保護措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(3)第三者提供の制限 ア. 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供してはならないものとする。ただし、あらかじめ本人の同意がある場合、生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでないものとする。 イ. 以下の場合について、本項アを適用しないものとする。 ①営業譲渡、分社等により営業資産の一部として個人データを引き継ぐ場合 ②明確化された利用目的を達成するために当該個人情報取扱事業者と共同し、又はその委託により個人データを取り扱う場合</p> <p>③個人データを特定の者との間で相互に利用する場合であって、あらかじめその利用目的及び提供先等について本人に通知され、又は公表等が行われている場合</p>		<p>先の守秘義務、再提供・不正蓄積・目的外利用の禁止、事故時の責任分担等を委託先との契約で定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報主体との契約等により委託者の責任を明確にしなければならない。責任を明確にせず、外部委託により情報主体が損害を被った場合は委託者も責任を負う。 <p>(利用制限) 第三者提供の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面等による同意の範囲内での提供に限られるべき。 ・提供先が直接に情報保護について責任を持たなければならない。 ・第三者への提供前の時点で、情報主体から自己情報の利用の中止を求められた場合は、情報主体に中止する機会が与えられている旨を契約書で明らかにしておくべき。 ・委託先を含む第三者は真に再提供が必要な場合を除き再提供してはならない。 ・独立して情報を利用しない委託先への情報提供は同意を要しないとする。こともやむを得ず。 <p>(信用情報機関の在り方) ○ 信用情報機関は適正な与信システムの維持に重要な役割を果たしており、公益</p>

項 目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成12年10月)	個人情報信用保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成11年7月)	個人情報信用保護・利用の在り方に関する 懇談会報告書(平成10年6月)
	<p>④個人情報取扱事業者が第三者提供を目的として個人情報取得する場合のうち、本人からの提供停止等の求めに応じて原則として当該個人情報の提供停止その他の適切な措置を講ずることとされている場合であつて、あらかじめその旨、第三者提供の方法等について本人に通知され、又は公表等が行われている場合</p> <p>(4)公表等 ア. 個人情報取扱事業者は、個人データに関して、個人情報取扱事業者の正当な利益を害するおそれ又は業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合、本人に通知する場合等を除き、次に掲げる事項について公表等を行わなければならないものとする。 ①利用目的 ②個人情報の保有に責任を有する事業者名 ③開示等に必要な手続 ④その他個人情報の保護を図るために必要な事項 イ. 個人情報取扱事業者は、本人に通知し、又は公表等を行った事項を変更する場合には、軽微な変更であるとき又は本人に通知するとき等を除き、変更する事項について公表等を行わなければならないものとする。</p>		<p>的色彩が強い機関であり、適正な運営を行いつつ機関に限定し、登録、認同等とすべきとの意見があった。仮に登録制度にしないまでも、それに代わる厳重な行為規制を課すという方法も考えられる。</p> <p>登録制等か否かにかかわらず、業務内容等のディスクロージャー措置、情報登録項目、安全保護措置、情報登録・利用状況等について監督官庁に届出させ、一般閲覧させる措置が必要。</p> <p>(公開) ○ 本人が容易にアクセス権を行使できるような環境の確保が必要。すなわち、情報主体が、誰がどのような情報を保有し利用しているのかを確認できるようにするため、与信業者等は保有する個人情報項目等を公開し、誰でも閲覧できるようにしておく必要があることから行政機関への届出書類を一般閲覧に供する事も一案。 ○ 目的明確化義務(再掲) ・ 情報主体に対し、事前に利用目的、管理責任者名、情報主体の権利、第三者に提供する場合の提供先、提供目的等を知らせなければならない。 ・ 与信契約締結及び履行に際し情報収集する場合には、バーゲニングパワー是正のための措置(文書による同意、与信判断や当該契約に関係しない情報の提供は任意である旨の説明義務、必須情報と任意収集情報の明確な区分等収集方法の配慮等)が必要。</p>

項目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成12年10月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成11年7月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 懇談会報告書(平成10年6月)
	<p>(5)開示</p> <p>ア. 個人情報取扱事業者は、本人から自己の個人データについて開示の求めがあった場合において、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の利益を害するおそれがあるとき、個人情報取扱事業者の正当な利益を害するおそれ又は業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき等を除き、本人に対し、当該個人データを開示しなければならないものとする。</p> <p>イ. 個人情報取扱事業者は、本人からの求めの全部又は一部に応じない場合には本人に対しその旨を明示しなければならないものとする。理由の説明に努めなければならないものとする。</p> <p>○ 対象を「個人データ」すなわち個人情報データベース等を構成する個人情報としているのは、個人情報取扱事業者にとって検索可能で、かつ、自らが開示できる権限を有するものでなければ開示することが困難なため。</p> <p>○ 短期間のみ保有する個人データやバックアップ用の個人データ、既に別の方法で開示が行われているもの等については、その実態や開示の必要性等を勘案し、対象から除外することについて政府において検討が必要。</p> <p>(6)訂正等</p> <p>ア. 個人情報取扱事業者は、本人から自己の個人データの内容について正確かつ最新の事実を反映するよう求めがあった場合において、その内容が正当と認められるときは、本人又は第三者の生命、身体、財産その他利益を害するおそれがあるとき、個人情報取扱事業者の正当な利益を害するおそれ又は業務の適正な実施に</p>		<p>(開示)</p> <p>情報主体の権利(個人参加の原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求権(自己の情報を保有しているかどうかの確認、保有情報の内容、目的、情報源、提供先等に関する開示請求) <p>権利行使を円滑にするため、契約締結時に書面に明記するなど手続きを明確化しておくことが必要。</p> <p>本人以外への開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多重債務問題の現状にかんがみ、一定の場合に限り連帯保証人や家族への開示を認めるべきとの意見もあった。また、捜査照会に対しては、統一的ルールにより対応が図られるべき。 <p>(訂正、異議申立)</p> <p>情報主体の権利(個人参加の原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤情報訂正請求権(誤りの訂正、情報提供先等への訂正通知の請求) ・ 異議申立権(同意のない自己情報の利用、販促等を目的とした利用・提供、一定の場合を除く外部提供に対する異議申立て)

項 目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成12年10月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成11年7月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 懇談会報告書(平成10年6月)
	<p>支障を及ぼすおそれがあるとき等を除き、利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人データの訂正、追加、削除その他の適切な措置を講じなければならないものとする。</p> <p>イ. 個人情報取扱事業者は、本人からの求めの全部又は一部に応じない場合には本人に対しその旨を明示しなければならないものとするとともにその理由の説明に努めなければならないものとする。</p> <p>○ 対象を「個人データ」としている趣旨及び一定の除外を設ける趣旨については、開示の場合と同旨。</p> <p>(7)利用停止等</p> <p>ア. 個人情報取扱事業者は、本人から自己の個人データについて以下を理由として利用停止等の求めがあった場合において、その内容が正当と認められるときは、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の利益を害するおそれがあるとき、個人情報取扱事業者の正当な利益を害するおそれ又は業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき等を除き、当該個人データの利用停止、削除その他の適切な措置を講じなければならないものとする。</p> <p>①(1)ア、イに反し、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用が行われていること。</p> <p>②(1)オに反し、違法又は不適正な方法により取得されたものであること。</p> <p>③(3)に反し、第三者に提供されていること。</p> <p>イ. 個人情報取扱事業者は、本人からの求めの全部又は一部に応じない場合には本人に対しその旨を明示しなければならないものとするとともにその理由の説明に努めなければならないものとする。</p>		<p>権利行使を円滑にするため、契約締結時に書面に明記するなど手続きを明確化しておくことが必要。(再掲)</p> <p>○ 訂正請求の場合には書面により明確な理由を付し、与信業者等は調査する義務を負う。確認がとれなかった場合、その旨コメントを付し再登録する事も考えられる。</p> <p>情報主体の権利(個人参加の原則) (再掲)</p> <p>・異議申立権(同意のない自己情報の利用、販促等を目的とした利用・提供、一定の場合を除く外部提供に対する異議申立て)</p> <p>情報主体から情報の利用・提供に対して異議申立があった場合、契約履行のために必要な場合、事前の同意に基づく与信判断目的の利用の場合、公共の利益のため法令で求められる場合を除き、これに応じなければならない。</p> <p>権利行使を円滑にするため、契約締結時に書面に明記するなど手続きを明確化しておくことが必要。(再掲)</p>

項 目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成 12 年 10 月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 懇談会報告書(平成 10 年 6 月)
	<p>○ 対象を「個人データ」としている趣旨及び一定の除外を設ける趣旨については、開示及び訂正等の場合と同旨。</p> <p>(8)苦情の処理 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情について、必要な体制の整備等を行い、適切かつ迅速な処理に努めなければならないものとする。</p> <p>○ 私人間の関係である個人情報取扱事業者と本人との間に発生する問題は、迅速性という観点からも、基本的に当事者間で扱われるべき。</p> <p>○ 当事者間で解決しない場合には、(9)の苦情の処理等を行う認定団体や主務大臣等に苦情の処理を申し出ることができる。</p> <p>○ 事案によっては、人権関係機関等や司法手続きを利用できる場合もある。</p> <p>(9)苦情の処理等を行う団体の認定 個人情報取扱事業者は、苦情の処理等を行うために、個人情報取扱事業者を構成員とする団体を設け、申請により主務大臣の認定を受けることができるものとする。</p> <p>○ 苦情の処理等を行う団体に関して法律に基づく認定の制度を設けることにより、事業者団体の自主的な取組を尊重した上で、個人情報保護の水準の確保・向上を図る。</p> <p>○ 団体の認定に当たっては、国際的な動向も念頭に置きつつ、個人の信頼が保たれるよう</p>		

項 目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成 12 年 10 月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 懇談会報告書(平成 10 年 6 月)
4. 政府の措置及び施策	<p>(1)国の行政機関の保有する個人情報の保護(略)</p> <p>(2)独立行政法人等に対する措置(略)</p> <p>(3)法制上の措置等 政府は、個人情報であって、その性質、利用方法等に照らし、特に嚴重な保護を要する等、別途の措置が必要なものについては、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○ 本基本法制を上回る保護の水準を確保する必要がある場合や本基本法制における各規律によることが適当でない場合には、個別に、当該個人情報の性質、利用方法、取扱いの実態等に即して、罰則規定の整備を含め、法制上の措置又は各種の制度施策を必要に応じて構すべき。</p> <p>(4)個人情報の保護の推進に関する基本方針の策定等 ア. 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないものとする。 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 ①個人情報の保護の推進について講じようとする施策の基本となるべき事項</p>	<p>(法制化について)</p> <p>○ 民間部門の個人情報全般を規制対象とする個人情報一般を保護する法律の立案が先決。</p> <p>○ 保護のための法的措置が過度なものとならないようにすべき。</p> <p>○ 法制化に当たっては、個人情報情報の収集、管理、提供及び利用等の取扱いに関する実務の現状を十分考慮すべき。</p> <p>○ 採用する規制手段(罰則等)に応じて保護・規制の対象は異なるはず。</p>	

項 目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成12年10月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成11年7月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 懇談会報告書(平成10年6月)
	<p>②個人情報の保護の推進に関する施策を実施するに当たっての各行政機関の役割</p> <p>③その他個人情報の保護を推進するために必要な事項</p> <p>イ. 政府は、基本方針に基づき、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>①個人情報の保護のための取組を支援するために必要な措置</p> <p>②個人情報の取扱いに関する国民の理解を深めるために必要な措置</p> <p>③個人情報の取扱いに関する苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするために必要な措置</p> <hr/> <p>○ 本基本法制では、事業者の自主的な取組を尊重し、必要最小限度の規律を整備することを基本としていることから、各行政機関は、所管行政の観点からのガイドラインを策定するなどにより、事業者等による自主的な取組を支援していくことが必要。</p> <hr/> <p>(5)主務大臣の指示等</p> <p>ア. 主務大臣は、「3. 個人情報取扱事業者の義務等」の規定の施行に関し、必要があると認めるときは、個人情報取扱事業者又は3.(9)の認定を受けた団体に対して、報告を求め、又は助言若しくは改善の指示を行うことができるものとする。</p> <p>イ. 個人情報取扱事業者が主務大臣の改善の指示に従わないときは、一定の場合に、主務大臣は個人情報取扱事業者に対して、改善又は中止の命令を行うことができるものとする。</p> <hr/> <p>○ 主務大臣については、各業の所管の大臣等がそれぞれの所管に応じて分担することが基本。</p>		<p>(担保措置)</p> <p>行政監督(監督手法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集項目等の届出制 ・ 立入検査、報告徴収 ・ 行為義務違反への処分、不適切な情報管理への是正命令・勧告等 ・ 不正な取得、使用、蓄積、に対する中止命令

項目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成12年10月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成11年7月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 懇談会報告書(平成10年6月)
5. 地方公共団体の措置	<p>(1)地方公共団体の保有する個人情報に関する施策(略)</p> <p>(2)区域内の事業者及び住民に対する支援等 ア. 地方公共団体は、個人情報の保護に関し、その区域内に所在する事業者及び住民に対する施策の実施に努めなければならないものとする。 イ. 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関して生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん等必要な施策を講ずるよう努めなければならないものとする。</p> <p>(3)国及び地方公共団体の協力 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。</p>		<p>(地方公共団体の役割)</p> <p>○ 地方公共団体も現行法上ある一定の業者を監督する立場にあることから、個人情報保護の監督機関としての一定の役割を求めることも考えられる。</p>
6. 罰則	<p>4. (5)イによる主務大臣の改善・中止命令に対する違反につき、罰則を設けるものとする。</p> <p>○ 4. (3)の法制上の措置を講ずるに当たっては、個人情報の取扱いに関連する既存の各法律の守秘義務規定を中心に、個人情報の「質」と「侵害の態様」に応じた個人情報保護の観点から、早期に見直して罰則規定の整備を図るとともに、今後、本基本法制の趣旨に沿って各関係の法律を整備するに当たっても、同様の観点から罰則規定の整備を検討することが求められる。</p>	<p>(罰則の在り方)</p> <p>○ 情報保有者による漏洩や不正利用、外部からの不正アクセスには処罰で対応すべき。</p> <p>○ 構成要件は厳密にすべき。</p> <p>○ 罰則適用の必要性、公平性(他の個人情報との対比)、量刑等について慎重かつ十分な検討が必要。</p> <p>○ 罰則や行政的な規制は極力拡大せず、民事的な規制を広くかけるべき。</p> <p>(対象となる情報、行為)</p> <p>○ ハイリーセンシティブ情報や与信判断に直結する情報等の重要な情報に限定すべき。</p> <p>○ 違法な手段による入手、悪意による漏洩、故買、外部者による窃取、詐欺、強迫等の不正に取得する行為。</p>	<p>(刑罰)</p> <p>行為主体、態様</p> <p>・ハイリーセンシティブ情報や信用判断に直結する情報等重要な情報に対象を限定すべき(多数意見)。</p> <p>・情報保有者：漏洩、不正提供、不正利用。</p> <p>・従業員、外部者：データ改竄、偽造等。</p> <p>・業務受託者：不正蓄積・利用・提供。</p> <p>・情報窃取、故買も処罰すべき。</p>

項 目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成 12 年 10 月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 懇談会報告書(平成 10 年 6 月)
7. その他	<p>(1)適用除外について ア. 報道分野等との調整について (略)</p> <p>イ. その他の適用関係の調整について 個人情報の取扱いに関し、他の法律により当該法律の観点から特別の取扱いを規定している場合や、公共の安全・秩序の維持又は公衆衛生等の公益上の必要性から特別の配慮が求められる場合等が少なくなく、本基本法制の各規定の趣旨を勘案し、本基本法制の適用により上記のそれぞれの場合においてどのような支障が生ずるかについて各規定ごとに具体的に検討した上で調整する必要がある。このため、政府においてはこれらの関係について法案の立案過程で立法技術上の観点から調整措置を検討する必要がある。</p> <p>(2)苦情・紛争処理の仕組みについて ○ 個人情報の取扱いに関連して生ずる事業者と本人との間の争いは、原則として当事者間で解決すべきものとし、事業者側の体制整備を図るものとする(3. (8)、(9))。 ○ その上で、5. (2)による国・地方を通じた既存のネットワーク等も活用しつつ、各業の所管の大臣等がそれぞれの所管に応じて必要最小限度の監督を行うシステムを整備することが必要。 ○ また、民間における自主的な苦情・紛争処理活動との有機的連携が効率的側面から重要。</p>	<p>(両罰規定) ○ 法人の責任について意見が分かれた。 ①組織的犯罪や重大な管理・監督を怠った場合等に限定すべき。 ②過失責任が認められる場合には基本的に刑事責任を免れないとすべきで、そのために自然人行為者と法人に対する罰金額に差を設けるべき。</p>	<p>(両罰規定) 場合によっては、いわゆる両罰規定によって法人に対しても刑罰(罰金)、業務停止等の行政処分を課すことも考えられよう。</p>

項 目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成 12 年 10 月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	個人情報保護・利用の在り方に関する 懇談会報告書(平成 10 年 6 月)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本大綱では、以上のような考え方から、本基本法制において、行政機関としての独立的な苦情・紛争処理機関を設けることとしていないが、行政機関と司法機関の役割分担の在り方、本基本法制制定後の運用状況等を勘案して、将来的には検討すべき。 ○ その他にも、本基本法制の制度運営が個人情報の取扱いの実態及び今後の動向に適時・的確に対応したものととなるよう、政府による有識者等の意見を反映させるための仕組みの整備等について検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑罰を含む法整備とあわせて、自主ルールや紛争解決的機能を持つ監視機関の設置も視野に入れた制度作りを進めることが適切。 ○ 与信業者に個人情報保護を手厚くするインセンティブが生じるような制度的フレームワークの構築が必要。 	